

平成24年度

第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

平成 24 年 8 月 20 日

於：鞍手町議会議事堂

第1回鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成24年8月20日(月)
- 2 開催時間 開会10時00分
閉会12時00分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 亀井 滋
委員 原 哲也 星 正彦
小川和男 許斐英幸
川波英一 松尾 徹
藤井睦彦 麻生秀生
藤井福吉 堀角泰正
武谷位千子 小島美智子
五百路 恵美子
- 5 会議録署名人 小川和男 許斐英幸
- 6 欠席委員 委員 梶栗文一
- 7 推進本部 欠席者なし
- 8 事務局 白石秀美 石井通稔
高橋奈美江 長浦 良
- 9 傍聴者 鞍手町行財政改革プロジェクトチーム 2名
鞍手町役場職員 6名

平成 24 年度 第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会会議録

開 会

事務局

「ただ今から、平成 24 年度第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会します。」

「携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。」

「また、庁舎内のエアコンにつきましては、経費節減や環境問題等に配慮して、高めの室温設定にしていますので、職員につきましては、上着やネクタイを着用せず軽装で出席しています。委員の皆様におかれましても、どうぞ、審議しやすいスタイルでお願いします。」

「会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、議事に入る前までは、事務局の方で進めさせていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前配布しましたものを本日お持ちいただいていると思います。前回までの配布資料をお持ちの委員さんもおられると思いますが、今年度の報告より会議に際しては、最新の P D C A シートを用いて進捗状況の確認をしていただきますので、常に最新の資料を配布いたします。

次に、本日の会議資料は、一番上が「会議次第」、それ以降右上に資料番号をつけています。

資料 1 として「鞍手町行財政改革推進委員会委員の構成」、

資料 2 として「第 5 次行財政改革の P D C A シートの報告についての基本的な考え方」

資料 3 として「第 5 次鞍手町行財政改革プラン」、

以上が、今回配布しましたすべての資料です。足りない資料がありましたら、お知らせください。」

「なお、会議内容の概略につきましては広報紙で、議事録や資料は町のホームページで公表していきますので、議事録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。本日の会議におきまして、発言される場合は、係の者がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言をお願いいたします。」

任命辞令の交付

事務局

「それでははじめに、委員の任命辞令を町長から交付させていただきます。今回、団体推薦のボランティア関係の有松弘美さんが鞍手町ボランティア連絡協議会の会長を退任されたことに伴い、新委員さんとして川波英一さんが選任されました。本日は、新任委員の方に町長から辞令を交付させていただきます。」

「名前を読み上げますので、前へお願いします。」

「団体推薦から推薦の川波英一様、前へお進み下さい。」

(町長から辞令交付)

辞令、川波英一殿、鞍手町行財政改革推進委員会委員に任命します。平成 24 年 8 月 20 日 鞍手町長 柴田 好輝
よろしく申し上げます。

(町長が着席後)

町長あいさつ

事務局

「次に、町長の柴田好輝がごあいさつを申し上げます。」

柴田町長

みなさん、おはようございます。まだまだ残暑が厳しい毎日ではございますが、ご多忙の中、本推進委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、町行財政の推進につきましては、日頃から、様々な分野でご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

現在、国はもとより多くの地方自治体は、非常に厳しい行財政運営を強いられているという状況にあります。本町におきましても、この難局を乗り切るため、第 4 次行財政改革の成果と課題を踏まえ、第 5 次の取り組みを進めているところでございます。

このあと、平成 23 年度の取り組みの経過や効果について、事務局から報告をいたしますが、比較的順調に進んでいるものもあれば、まだ

これからというものもあります。

今回は、5年の計画期間の1年目の取組みの報告となりますので、今後の進め方なども視野に入れながら審議していただきたいと思っております。

委員の皆様からのご意見は、改革を進めていく上で、貴重な提言となります。

どうか、忌憚のない意見をいただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりましたが、皆様のますますのご健勝とさらなるご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

※委員及び推進本部員等の紹介

事務局

「次に推進委員及び本部員につきましては、資料1を配布させていただいております。一枚目の方には推進委員さんのお名前、構成関係が記載されております。2ページには推進本部委員の名簿をつけておりますので、ご確認をお願いします。」

「それではここで、先ほど任命辞令の交付を受けられました新任の委員の川波委員から、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。」

さきほど、進行の方からご紹介いただきましたように、ボラ連の会長有松弘美氏が10数年に渡る会長職を退任されまして、そのあとを受けまして、私、川波が後を引き受けさせていただいたわけでございます。

町政につきましては、くらで広報、あるいは議会だよりを通しまして存じ上げているくらいで、このたび膨大な資料を届けていただきまして、いささかめんくらった面もありますが、皆様方のご指導を得ながら、よく勉強しながら、いづらかでもお役に立てればと、そうゆう覚悟で臨ませていただいております。今後ともよろしく申し上げます

事務局

「ありがとうございます。」

会長あいさつ

事務局

「次に会長あいさつを、亀井会長お願いします。」

亀井会長

みなさんおはようございます。連日猛暑の続く昨今でございますが、本日は、大変早朝からこの暑い中を本委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。

さきほど、新しい委員の方が紹介もされましたので、中間からではございますが、この会議の取り組んできました経過について若干触れながら挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

平成 17 年から 21 年にわたって、第 4 次の行財政改革推進委員会が発足して、町長の諮問に基づいて、約 5 回にわたって委員会を開催いたしました。その中身と申しますのは、ひとつは財政の健全化と行政運営の効率化を図るための具体的な第 4 次行財政改革の取組ということで、健全な財政基盤の確立までに至らなかったことがございます。そのあと平成 22 年の 10 月 26 日に第 5 次の行財政改革の改革プランの諮問が町長から当委員会に示されました。そのあと平成 22 年以降の町財政の現状が充分でないという諮問の内容から、一步さらに踏み込んだいっそうの経費の削減と財政の健全化に向けた取組と効率的な行政システムの構築、職員の意識改革、そして住民との共同による住民参加の新たな町づくりの推進体制の確立に向けての取り組みを進めることが求められていました。5 回の会議の中で、平成 23 年 1 月 18 日に当委員会の審議の結果、答申書が作成され、その当日町長の方に提出をいたしました。そのあと鞍手町の行財政改革推進委員会議が約 1 年以上にわたって審議をし、本日この会議の中で皆さんの資料として提出をされた経緯となっております。

さらに行財政改革の推進というものが求められておりますし、新たに住民との協同という大きな新しい街づくりの展開というものが期待されております。本日の委員会は第 5 次行財政改革の第 1 回の委員会ですが、みなさんの積極的な意見をいただきながら、結論としては、町民の期待に応えられる新しい街づくりのプログラムを確立していただくことを期待して、会長のあいさつにかえさせていただきます。

事務局

「ありがとうございました。」

事務局

「これ以降は、推進委員会としての議事になりますので、町長はここで退席をさせていただきます。」

「副町長及び推進本部員につきましては、プランに基づく改革項目の現在までの取り組みの報告のため、引き続き委員会に出席させていただきます。」

「なお、本日は、第5次行財政改革のプロジェクトチームの職員及び各課局の班長が傍聴しております。ご了承いただきますようによろしく願います。」

「ここからは、条例第5条の規定により、会長が、議長として進行をお願いいたします。」

会議録署名人の指名

亀井会長

「それでは、議事に入ります前に、委員の中から本日の会議録署名人を指名いたします。」

「会議録署名人については、名簿順にお願いしておりますが、よろしいでしょうか。」

(承認後)

「それでは、本日の会議録署名人は、小川委員と梶栗委員となっておりますが、梶栗委員が欠席のため許斐委員にお願いします。」

議 事

亀井会長

では、さっそく議事に入っていきたいと思います。

「議事の(1)第5次行財政改革平成23年度改革項目の取組報告について、推進本部からの説明をお願いします。」

報告者(白石事務局統括)

おはようございます。総務課長の白石でございます。ただいまから27の改革項目について説明をさせていただきます。

説明については、事前に配布させていただいておりました、第5次行財政改革PDCAシートを用いて取組内容について報告させていただきます。なお、進捗率、効果額については、別紙の改革項目の具体的な取り組みの

進捗状況について準じ、進捗率、効果額については、記載しておりますので、報告については、具体的な取り組み内容のみとさせていただきます。

なお、27の改革項目の内、現段階においては改革項目自体に内容の変更があるものが3項目あります。

一つ目は、連番1の協働のまちづくり推進体制の確立。

2つ目は、連番4の奨励金の交付による定住支援。

3つ目は、連番18の小中学校の再編（統合）についての検討です。

その他にも前倒しで実施開始したものについては、検討及び実施期間の年月日が変更となっているものもあります。

今後についても、改革内容の見直しを行う項目も出てくることは考えられます。では、さっそく順番に説明をさせていただきます。

連番1 「協働のまちづくり推進体制の確立」について

第5次行財政改革の実施計画策定時から協働のパートナーを住民自治組織に限定し、それに基づいた仕組みづくり考えてきました。この計画では平成27年度までに基本計画を策定し、モデル事業を10事業行うという内容になっています。平成23年度においては、協働の推進体制を確立するため、地域コミュニティ活動等の把握や近隣市町の協働事業にかかる取組の状況等を聴取しました。

連番2 「まちづくり出前講座（仮称）とキャッチボールトーク（町長との対話集会）の実施について

当初平成23年度中に推進体制の整備等を行うこととしていましたが、平成23年7月に鞍手町まちづくり出前講座実施要綱を制定し、まちづくり出前講座の推進体制整備を行いました。出前講座のジャンルや町長との対話集会の内容を検討し、10月よりまちづくり出前講座を実施。周知方法は広報紙及びホームページで行いました。講座数は34講座中、外部講座が5講座。平成23年度の実績は町長との対話集会1件でした。

連番3 「住民と行政の情報の共有化」

住民参画によるまちづくり、開かれた町制という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とした住民と行政の情報の共有化実施要領を定めました。具体的な実施内容としては、ホームページの利用のしやすさの確保、ホームページの読み上げソフト対応、検索の導線をわかり

やすくする表示、外国人への対応としましては、英語・韓国語・中国語への対応ができるようになっていきます。メール配信サービスも実施を行いました。メール配信登録者数は防災メール・ふっけい安心メールを含めまして、現在 450 人です。今後も必要な情報の取得が迅速に入手できるように努めいきたいと思っております。また、登録者の数も増やしていきたいと考えています。

連番 4 「奨励金の交付による定住支援の実施」

平成 23 年度中に奨励金等の具体的な内容について検討としていましたが、平成 23 年 12 月議会にて鞍手町定住促進奨励金交付条例が議決され、平成 24 年 1 月 1 日より鞍手町定住促進奨励金交付条例、鞍手町定住促進奨励金交付条例施行規則を施行しました。周知については、広報・ホームページ等で周知。また、町内の不動産業者や建築業者等にはパンフレットを送付し周知を図っているところです。

連番 5 「持続可能な新たな地域公共交通体系の確立」

平成 23 年 6 月に地域公共交通活性化協議会を開催し、コミュニティバス路線の新設及び廃止、予約型乗合タクシーの新設、乗継ぎ割引制度の導入など、新たな町の公共交通体系について協議を行い、平成 23 年 8 月の地域公共交通会議において、最終的な同意を得ました。これにより、平成 23 年 10 月から第 1 年度目の実証（試験）運行を開始。半年が経過した平成 24 年 3 月には、実証運行第 2 年度目に向けた見直しを行うため、すまいるバス（コミュニティバス）ともやいタクシー（予約型乗合タクシー）の利用者にアンケート調査等を実施しました。

連番 6 「時間外窓口の見直し」

平成 23 年 4 月 1 日より全庁的に業務時間を午後 7 時まで延長しました。住民への周知は、ホームページ・広報により行い、窓口アンケートも実施しました。

各課の来庁者調査の結果をプロジェクトチームで検証し、平成 24 年 1 月から全課から来庁者の多かった課・班のみとしました。平成 23 年度の利用件数は 1,669 件ありました。

現在の窓口延長実施課・班については、税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課上水道班・福祉人権課で、総務課においては、外線電話対応を行っています。

また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、平成 24 年 3 月 25 日及び平成 24 年 4 月 1 日に実施し、利用件数は 19 件でした。この件については、今後周知の方法等を検討していきたいと考えています。

連番 7 「スムーズで快適な窓口サービスの導入」

組織編制プロジェクトチームにおいて 7 月～3 月までの計 19 回検討会議を実施し検討終了しました。

検討内容については、窓口での連携強化を図り来庁者のスムーズな動線を確認するため矢印を使った来庁者にわかりやすい案内表示の設置や代表的な来庁事由ごとの各課手続き一覧表を作成したり、案内係設置の代替案として職員の接遇強化を図るため『さわやか窓口運動』を実施することを決定しました。

また、窓口アンケートの集計結果は、回収枚数 53、窓口業務における住民満足度は各項目とも 96%を達成しました。

連番 8 「行政評価を活用した行政サービスの仕分け」

行政評価検証チームの設立のため、鞍手町行政評価研究会を立ち上げました。その委員は 5 人で構成され、内部評価に取り組みました。その目的は、平成 21 年度と平成 22 年度に外部評価を行った事務事業以外のものを対象とし、322 の事務事業について、段階的に内部評価により検証・評価することで、新たな計画の策定や予算編成への反映を行い、更なる事務事業の改善を図ることとしました。

平成 23 年度の取組内容は 322 の事務事業中、45 の事務事業について内部評価を実施し、事務事業の改善の必要な事業については改善案を提示し、検証結果についてはホームページにて公開しています。

連番 9 「口座振替の利用促進と再振替の廃止

この項目は、経費削減に努めながら収納率を高めていこうとするもので、平成 23 年 8 月をもって口座再振替を廃止しました。

納税者に対しては、納付書発送時に口座振替促進を促す文章が入った封筒を送付したり、窓口での口座振替の説明や案内を実施しました。さらに、くらす広報にて口座振替を促進する記事を掲載しました。平成 23 年度の削減額は 381,878 円でした。

連番 10 「上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し」

この項目は、検針業務や徴収方法等の見直しによって、業務の効率化とコスト削減を図ろうとするものであり、平成 22 年度及び平成 23 年度の検針業務について調査を行いました。

連番 11 「外郭団体との関わり方を見直し」

平成 23 年 11 月から各団体と事務局の在り方の説明を行い事務内容等の役割分担等を協議しましたが、役員会、理事会、総会などの資料作成や会計の管理は教育課で行っていますが、会の運営は団体が主導で行っています。事務局として団体の後継者不足や、地域、学校など役員として固定化することに困難が生じるため現状維持となっています。そのため平成 24 年度からは年次計画で団体を絞って自主組織作りを検討していきます。

連番 12 「附属機関・審議会等を見直し」

附属機関等は、54 機関（新規制定分含む）あり、新規制定分については、今回の行財政改革との関係により附属機関等を設置したため、従来の機関数より増加しました。ただし、鞍手町附属機関等の設置に関する要綱を制定し、委員の定数の見直しや所期の目的を達成したものについては廃止。

また、効率性の確保ができるものについては統合等の手段を講じることとしたため、今回、全体で 667 人の定数から 105 人（15.7%）を削減することができ、562 人と現在になりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたいと考えています。

連番 13 「適正な定員配置」

組織編制プロジェクトチームにおいて検討会議を実施し、定員適正化計画値達成に向けた組織編制検討をおこなっております。

平成 22 年度退職者 9 人（内早期退職者 2 人）の内 5 人を不補充、平成 23 年度退職者 7 人（内早期退職者 5 人）の内 3 人を不補充としたため、平成 24 年 4 月 1 日現在の普通会計職員数は、計画値 119 人に対し実績値 118 人となりました。

その結果、年度別目標効果額 17,500,000 円を 14,950,000 円上回る 32,450,000 円の削減効果を達成しました。

連番 14 「組織の再編と体制づくり」

この項目は連番 13 とも関係しており、組織編制プロジェクト会議のメン

バーを募集して設置準備を行いプロジェクトチームにおいて検討会議を実施しました。類似団体である群馬県の吉岡町の組織と比較し、平成 25 年 4 月 1 日時点での新組織案の作成を終了しました。

連番 15 「研修体制の強化」

この項目は、第 4 次行革の取組の一環として「職員を育てる研修制度」を構築しようとしていたものをさらに拡大し、第 5 次の取組では中長期の研修派遣を実施しています。

平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間に県市町村支援課の実務研修生として 1 名を派遣しました。

連番 16 「政策（業務改善）研究及び職員提案プレゼンの実施」

この項目は、第 4 次行革の取組として導入した職員提案制度をもう一歩進めようというものですが、第 4 次行財政改革による職員提案制度により、一定の成果は得たものの定着したとは言えず、現在の制度の課題や問題点を検証し、見直しを行いました。優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については人事評価において反映させ、評価していくこととし、勤勉手当・給与への反映方法も検討し、職員提案制度に関する規程を改正し、人事評価の中で加算評価を行うこととしました。ただし、提案については、プレゼンテーションを行い、審査会における審査結果（得点）を加算評価とします。実際に採用されて効果を上げた提案は、町長表彰による昇給として、給与に反映することとしました。

連番 17 「人事評価制度の導入」

平成 23 年 6 月に人事評価プロジェクト会議のメンバーを募集して設置を行い、先進地の岡垣町へ事務局が視察を行い、7 月に人事評価プロジェクト会議を立ち上げました。平成 23 年 7 月 25 日から平成 24 年 2 月 23 日（計 16 回）検討会議を実施しました。プロジェクトチームにおいて制度設計、調整会議、本部会議を経て制度設計を完了しました。

平成 24 年度からの試行に向けた人事評価制度研修会を実施しました。平成 24 年 3 月 27 日、29 日に実施しております。

研修会は、全体研修と班長以上の管理職対象とする評価者研修の二部構成にて行いました。

連番 18 「小中学校の再編（統合）についての検討」

平成 23 年 7 月に小中学校統合整備計画策定委員会を設置し、計 6 回の小中学校統合整備策定委員会を開催し、学校再編についての協議を行いました。委員会では、中学校生徒数の将来推計などのデータから学校の適正規模について、客観的視点により、まずは中学校の統合をはかることとし、新中学校の設置場所は九州工業技術専門学校跡地を候補地と選定し、その結果を町長に報告書を提出しました。その後、平成 24 年 2 月に中学校統合に係る校區別住民説明会を開催しました。

連番 19 「町立病院の経営形態の検討」

平成 23 年 5 月、医療経営の管理分野に精通する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織する鞍手町立病院経営検討委員会を立ち上げ、町長より「鞍手町立病院及び介護老人保健施設の経営形態について」との諮問が行われました。毎月第 4 水曜日を定例とし、10 月までに検討委員会を開催され、検討委員会として町長に答申が行われております。『「地方独立行政法人（非公務員型）」が、鞍手町立病院及び介護老人保健施設のあるべき経営形態である』という内容でした。3 月議会では、それに基づき定款を提案し議決を頂いているところです。

連番 20 「総合福祉センター運営見直しによるコスト削減」

この項目は、センターの効率的運営方法について検討するもので、当初は平成 23 年度を検討期間としていましたが、定期清掃の回数の見直し、福祉バスの廃止や 12 月議会において条例を改正し、ふれあい棟冷暖房の見直し、オゾン発生装置の停止、シャンプー・ボディソープ等の廃止を先行して行い、平成 23 年度中においては 5,853,799 円の削減効果が上がっています。

連番 21 「公用車更新計画の策定と維持管理費の削減」

平成 23 年度には 2 台を廃車（平成 2 年型式、平成 5 年型式分）しました。公用車一元化ということで、公用車予約システムを活用し効率的に運用しています。

今後についても各課が所有する公用車については、走行距離、修繕履歴、その他の費用について細目に把握し、公用車の適正台数にするための廃車や更新を検討しています。

連番 22 「町有財産の効率的活用」

町有財産については、4月から財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行うとともに、昨年7月からは過去に行ってきた不動産鑑定や税務班算出の仮評価額に基づき、概算売却価格の算出をしています。

また、普通財産である土地の売払いに関する事務について、鞍手町普通財産売払事務取扱要綱を制定いたしました。

連番 23 「福岡県内ベスト5の税収率を達成」

この項目では、税の収納率を向上させることと併せて、税の公平負担を実現することを目指しており、県税事務所及び各種関係機関で行われる徴収業務に関する研修、勉強会にも参加しました。また、差押、搜索等の滞納処分につきましても、県の筑豊地区特別対策班からの派遣職員と合同で取組を進めています。

平成 22 年度 税収納率の順位

町民税	46／60 位	固定資産税	32／60 位
軽自動車税	45／60 位	国民健康保険税	26／60 位

平成 2 3 年度では県内での税収納率はいずれも上昇しています。

連番 24 「有料広告掲載の拡大」

有料広告掲載の拡大については、これまでは、広報紙への広告掲載のみとなっておりましたが、新たな財源確保のため広告媒体となるものを有効活用し、有料広告の掲載媒体を広げていきました。

従来 of 広告掲載基準の見直しを行い、新たに鞍手町有料広告掲載に関する規則及び広報くらはて有料広告掲載規程を制定し、広報紙のみの広告掲載を平成 23 年 10 月のホームページのリニューアルに合わせ、バナー広告掲載を開始しました。なお、公用車への広告掲載及び公用封筒への広告掲載は、現在検討中です。

平成 23 年度の広告収入額は 424,375 円でした。

連番 25 「出張旅費の見直し」

この改革については、平成 23 年 3 月議会において特別職及び一般職の旅費に関する条例の改正を行い、平成 23 年 4 月 1 日より平成 20 年度より実施していた旅費の見直しと併せて完全実施しました。

内容については、県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止。公用車以外による県外出張に係る日当の一元化及び宿泊料の一元化を実施

し 1,341,000 円の削減をすることができました。

連番 26 「各種補助金の見直し」

平成 23 年 3 月から平成 23 年 12 月までに補助金等審査委員会を開催し、第 1 段階として補助金団体等の項目が第 4 次行財政改革からの引継ぎのため、団体等の性質等を考慮し整理を行いました。次に各種団体のヒアリングシートをもとに個別査定を行い、補助金の使途の明確化をはかり、経費節減を行い補助金の減額に努めてまいりました。なお、平成 22 年度決算額 18,781,000 円より平成 23 年度は、1,765,000 円の削減が図られております。

今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について毎年度検証し、整理合理化ができるものについては進めることを基本とし検討していきたいと思っております。

連番 27 「受益者負担金徴収基準の策定と徴収の実施」

この項目については、現在、農業用施設の維持管理及び運営状況等について現状把握を行い、平成 23 年 8 月、行政と地元との農業用施設の維持管理区分及び負担金徴収要件を明確にするため、検討委員会に向けての受益者負担金徴収基準の素案を現在作成という段階になっています。

以上が取組内容の報告を終わります。

ご質問とあれば、これから受け付けたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

亀井会長

では、「只今、議事の（1）改革項目の現在までの取り組みの報告についての説明がありました。質問や意見等を伺ってまいります前に会議の進め方について、ご相談を申し上げたいと思っております。

まず、今報告をいただいた第 5 次行財政改革の改革項目の資料に基づいて進めていくわけですが、まず連番 1 から連番 17 までの「ヒト」の関係について一括して進めていき、休憩をはさんだ後、連番 18 から連番 27 までの「モノ・カネ」という項目議論を進めていけばどうかと思っております。どうでしょうか。

ありがとうございます。では、さっそくそのような形で進めていきたい

と思います。

まず、連番 1 から連番 17 の項目でご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

質問者（五百路委員）

連番 1 について

鞍手町の地域コミュニティ活動の取組状況についてお尋ねしたいと思います。

町内の何区が公民館育成事業を行っていますか。

助成金の額はどのくらいですか。

青少年育成町民会議の活動の内容と助成金の額はどのくらいでしょうか。

回答者（三戸本部員）

公民館の数としまして、平成 23 年度は 46 公民館あります。この 46 公民館に対し総額で助成費は 891,840 円となっております。この算出の方法としましては、戸数割・均等割・施設割・事業割という項目によって、それぞれ各公民館に対し助成を行っています。事業割については、各公民館で取組まれました事業に対し、それを 1 ポイントと換算し助成を行っています。次の青少年育成町民会議については、活動内容としましては、各小学校区ブロックごとで青少年の健全の育成のための町内パトロールや、県で行われている青少年アンビシャス運動・いじめストップ等の啓発活動ですとか様々な事業を行っています。事業費としましては、1,040,000 円としています。

質問者（五百路委員）

今言われた 46 区の公民館ではなく、実際に活動している公民館の数を教えていただきたい。

回答者（三戸本部員）

46 区のうち事業割で算出されていない公民館が 15 公民館あり、現在事業を行っている公民館は 31 公民館ということになります。

回答者（筒井本部員）

内容的には、46 公民館のうちで各種公民館としての活動ですね。バレー

ボール大会や野球大会やソフトボール大会や子ども会活動等の事業に参加しているところに事業費の配分をして、活動費として渡しているのも全ての区が対象になるわけではありません。

質問者（小川委員）

連番 7 について

役場庁舎内に統一する実施案として、現在、中央公民館には社会教育と学校教育と 2 つありますが、そのうちの学校教育を役場に持ってきて健康増進班をくらの郷に持っていくということで、メリットとしては、住民の手続きがスムーズに行われ、サービスの向上になるということですが、デメリットとして、中央公民館職員が少なくなることで、施設管理運営の体制を確立する必要がある。とあります。また、健康増進班を福祉センターに配置すると窓口において住民の方が困るのではないかと。

回答者（筒井本部長）

教育課としましては、社会教育班は従来通り中央公民館で事業を行うほうがメリットがあると思っています。学校教育班については検討課題で上がっている生徒の転入転出の関係で、住民票などの手続きがあることから同一場所でできるため役場の中に配置したほうがいいのではと考えております。

亀井会長

では、ここで休憩に入りたいと思います。

（休憩 10 分）

では、再開をします。連番 18 から連番 27 の項目でご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

質問者（小島委員）

連番 18 について

中学校の統合についてどのような経過があっているのかお聞きしたい。

回答者（筒井本部長）

昨年 7 月から中学校統合に向けた整備の策定員会を設けております。

ここには小中学校の保護者の代表、PTAの方、地域の代表で各校区の区長さん1名ずつ、教育長、教育委員長、学識経験者（大学の先生）に入ってください、昨年は計6回会議を設けています。内容としましては、鞍手町の中学校の生徒数の現状から、統合は避けて通れないというところからはいりまして色々検討してきました。

まず統合が必要であるということ、それからどこに学校を設置するかということ、それでこの資料にありますとおり九州整備専門学校跡地に決定いたしました。では、そこに通学するための通学路の整備や通学手段とか遠方の生徒の通学の安全の確保や新しく建てる学校を具体的にどうゆうふうにしていくのかということまでの検討を現在行っています。また広報紙でも、校歌や校章を決めないといけないので、学校の校名の募集も現在行っているところです。

質問者（小島委員）

学校は平成27年度からという話ですが、遠方の方の送り迎えが大変だとかで反対の人もいるようですが、それは、まだ今後のことになるのでしょうか。

回答者（筒井本部長）

決定したのは統合するということ、学校の場所は九州整備専門学校跡地に決定いたしました。

今、それに向けてご意見がありましたように、遠距離の通学になる保護者の方からは心配の声がたくさん上がっていますが、現在、警察や県の道路管理者等と協議しながら、どの通学路にするのが一番よく安全確保のするためには歩道整備や信号機の設置や様々な要望が上がってきていますので可能な限りやっつけようとして進めているところです。

現在のところ、平成27年度の開校に向けて計画通りに進んでおります。

質問者（武谷委員）

南中と北中が一緒になり学校が大きくなるので、回答はいりませんがじめの問題が心配です。そのことを十分に配慮していただきたいと思えます。

質問者（小川委員）

連番20について

福祉センター利用時間を 19 時から 17 時までの 2 時間早くするということですが、現在風呂の入浴率を教えてください。それからオゾン発生装置の停止とありますが、大衆浴場はそういう検査が大事ではないかと思えます。それから入浴剤・シャンプー等を廃止するということですが、利用者のマナーが非常に悪く、持参した容器にシャンプー等を入れて帰るといった方が多いようです。そのため廃止するわけでありましたが、それで 400,000 円からの利益が上がっているわけでありましたが、非常に不心得の方が多く思っています。それで今この時期に 5 時に入浴やトレーニングジム等を閉めると利用者がかかり減るのではないかと思えます。やはり福祉センターは福祉のために運用するというのが本当であると思えますので、利用時間を 2 時間早めたり、様々なものを廃止するということは住民に対してあまりにも厳しすぎるのではないかと思えますが。

回答者（鯨坂本部員）

総合福祉センターの利用ですが、平成 23 年度で、福祉棟の入館者が 33,154 人、平成 22 年度では、36,556 人で約 3,000 人程、年間で減っています。

回答者（本松副本部長）

オゾン発生装置は殺菌効果を得るための装置であります。実際塩素で殺菌を行っているので保健所とも協議して問題ないということになっていますので中止にしています。次に利用者数ですが、データからいうと 5 時以降まだ 20 パーセント位の方が利用されている状況がありますので、1 パーセント 2 パーセントという数字であれば 5 時閉館ということになります。もう少し推移を見ながら検討していく課題だと思っています。

質問者（藤井委員）

連番 20 について

トレーニング室の利用者が毎年減ってきている。置いてある器具もかなりの年数がたっていて古いものがあるので、これも買換え時期なのではないかと思えます。また利用客が減ってくるとコスト面を安くする必要はあるが、実際できないのではないかと思っている。トレーニングルームを福祉センターにおいておく必要があるのか。もっとスポーツされる方が簡単に利用できるような施設に持っていた方がいいのでは。今後、そのようなことも含んだ中で検討していただきたい。そうすると利用客も極端に減っ

ていかないのではないのでしょうか。設置してある以上、利用して頂かないと意味がない。人が利用しやすいような状況にすることも検討していただけないか。これは、要望です。

会長

では、「モノ・カネ」というところでは意見がないようですので、全体に切り替えて意見をいただきたいと思います。

質問者（小川委員）

連番 16 の 24 について

83 ページに職員の特別提案がのっていますが、採用された分と不採用の分がのっています。

24 番、「職員の身だしなみ、態度の改善は住民サービスにつながる」とあります。

役場によく来るのですが、一部の職員の方の態度・服装が悪いとお見受けします。それで、一部の方がそうあるために、鞍手町職員の態度及び服装が悪いと見られるのではないかと、課長・班長が一番わかると思いますので、お互いに注意していただきたいと思います。

回答者（本松副本部長）

個人の権利と相まって指導しにくい面もあるとご理解いただきたい。見かければ声をかけたり指導したりしています。また、制服支給がなくその他の問題もあり、私服で来ているということでもなかなか踏込にくいところではあります。そこで、現在取り組んでいます「さわやか運動」こういったもので意識を変えていこうと、努めていますのでご理解していただきたい。

質問者（小川委員）

企業並みとはいかないだろうが、企業は非常に服装など厳しいということをお腹に銘じていてほしいと思います。

質問者（川波委員）

町も厳しい財政の中で、予算の削減や人事関係でも新たに採用される方がないといったことを聞きますが、現在、町職員も高齢化されているのではないかと思うのですが、職員の平均年齢はだいたい何歳くらいなのか。

回答者（白石事務局統括）

現在職員の年齢層は高いほど職員数が多く、20代の職員が非常に少ないという頭でっかちな感じの職員の年齢別の分布になっています。公務員全体的に採用も少なく、そういった傾向にあります。

質問者（川波委員）

若い職員が多くなれば、それだけでも職員の活性化につながるでしょうし、どんな面を改革される場合でも、そういう若い方々の力を大いに発揮していただく必要があるのではないかと感じます。

回答者（白石事務局統括）

平成24年4月1日現在で、平均年齢は43.3歳ということになっています。

質問者（川波委員）

また、今後退職者等出た場合にも補充の関係で行政を低下させないためにもお考え頂ければと思います。

回答者（白石事務局統括）

組織の見直しをしていく中でも、サービスの低下をさせないような形で人員配置を考えていこうと検討しております。そういった中で、まずグループ制に取り組み、職員の意識を改革していきながら、今職員がもっている力を皆が100パーセント出すというところが目標になっていくと思います。

質問者（亀井会長）

全国各地でいじめの問題で、学校などに請け合ってもらえず、警察に捜査を依頼するというような父兄が増えておられるようですが、今回の統合で児童数が増えていき広範囲になるとと思いますが、いじめの問題はなかなか表面化しないという非常に難しい側面がありますが、そういうものを早くキャッチして事前にすぐ止めるという体制づくりも教育委員会や学校でつくっていかなくてはいけないのではないかと感じます。

回答者（藤井委員）

現在、各学校に情報網を出していますが、目立ったようないじめ問題は

ありません。

統合については違う考えを持った学校同士が一緒になるので、まず子どもたちとの連携等を含んだものを考え学校同士の連携も進めています。

平成 27 年の 4 月に開校に向け現在推し進めています。それに生徒の心の動揺も、できる限り少なくしていこうという努力はしております。本年度もそういった細かいところも気配りをやって今から進めていく状態にあります。しかし、学校及び教育委員会にしても、どうしてもわからないところ、影なところ見えないところがあります。そういったところは住民の方々が早く気づいていただき、担当部局に連絡していただければ対応が早くとれるのではないかと思います。

子どもの自殺がありますが、周囲が気配りをしてあげれば防げるのではないかと思います。

それが、気配りを行うことが事件が起きないための取り組みであると取り組んでいます。

質問者（藤井委員）

連番 1 について

区長はある程度行政との繋がりはあるのでわかっているのかもしれませんが、一般の住民の皆さんが協働の町づくりをどういう内容を行政が進めていくのかということを理解できているのだろうか？しっかり説明を行わなければ、「協働のまちづくり」これだけでは細かいところまでが見えないのでは。

回答者（三戸本部員）

まず、資料の 2 ページをご覧ください。協働の領域というところがありますが、A の部分が町民の方がやっていた部分、E の部分は行政がやらなければならない部分、B・C・D のこの領域の中で、混在している部分が協働の領域ということに定義されております。どこまでが住民の方にお願いして、どこまでが行政として関わっていくのかということ、協働のパートナーとしてどういうところを対象としていくのかということで、当初、平成 23 年度につきましては、先進地と思われる近隣市町村の情報収集を行いました。協働という考え方の中で各団体様々な取り組みをされています。その中で小竹町・添田町につきましては、住民自治体の組織を基本的な単位として、そこで協働の町づくりを共同のパートナーとして地域コミュニティを中心として進めていこうとしている団体や遠賀町・志免

町・宇美町・久留米市・福岡市等につきましては、協働の部分でNPO法人やボランティア団体もしくは民意の住民団体とともに協働の町づくりを進めていっている団体もいます。

本町につきましては、情報収集を行い、当初小竹町・添田町のように住民の区を単位、地域コミュニティーを単位としたもので進めていこうとでいったん素案は作成いたしました。職員が研修等に行き、かなり多くの課題があるという情報が入ってきましたので、現在ある素案は白紙に戻して、もう一度再構築していこうという段階になっております。最初に協働の町づくりの推進体制の確立の中で指標としては、協働の事業として10個の事業を作成していくような形にしています。そしてこの部分で提案型による10個の事業を仕組みづくり・システムづくりに進めていきたいと考えております。それと並行しながら、地域コミュニティも充実させていこうという形で現在考えています。では具体的に地域コミュニティを進めていくにはどうするのかというところはあると思いますが、今その部分について調査研究を進めているところです。

回答者（本松副本部長）

いったんは自治会・区単位で職員を張り付けてという具体案までできていましたが、他町に確認に行ったら成果が上がってない、成果が見えないという部分で、このままではまずいだろうということになり、行政主導、住民主導、様々な部分を整理し見極めていかないと、協働というのはいまうまくいかないのではないかとということで白紙の状況に戻ったというところがあります。継続するためにはどうしたらいいかというのが一番難しいことで、もう一度再構築をやるということになりました。目指す協働というのをどこに置くかということで、方針が大きく変わってくるということで、そのへんをはっきり見極め、補助金ありきでものを動かすのではないということで現在検討している状況です。

質問者（藤井委員）

できるなら取り組みをした内容を表してあげないと、敏感な区長なら行政のほうに来て色々なやり取りをされているでしょうが、わからない区長がおられる。今後、協働的なもので何に取り組み、どういった効果があったかということを表してあげれば区長たちも力はいってくるのではないのでしょうか。

質問者（亀井会長）

協働の理念というものが住民の皆さんに特にコミュニティのリーダーである区長に十分にまだ理念がまだ浸透していないという部分があるのではないか。行政が積極的に地域に赴き、必要があればそういった話をしながら町全体として作り上げていくということをしなければ先が見えてこないのではないかと思います。

回答者（本松副本部長）

各区に職員を担当として張り付けるという案も出しています。しかし鞍手町の場合、何かあれば「区」ということになり区に負担をかけることもあり、この辺の話は行政から押しつけでは絶対にいけないということもあり、区から要請があれば協力してもらおうという実状であるわけです。一方的に行政から区に対してというのでは協働の押しつけにもなりかけないという部分も考えられるので、その辺も含め検討していかなくてはならないと思います。

今日ご意見いただいた分については、しっかり受け止めて活かしていきたいと思います。

亀井会長

このへんで終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「それでは、（２）その他について委員の皆さん及び事務局から何かあればお願いします。」

事務局

（委員報酬の支払いについて説明）

「行財政改革の取組みの中で、事務の簡素化・効率化等の観点から、指定口座への振込みで対応できるものについては、全てそのように処理させていただきます。委員報酬につきましても、指定口座への振込みで対応させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。振込み日は、9月末日を予定していますのでご確認をお願いします。」

閉会 会長

「ほかになければ、以上をもちまして、平成24年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会を閉会します。」